

計画の目的

1. 南海トラフ地震等に備え、県民の生命と健康を守るための医療救護体制と活動内容を明らかにするもの
2. 風水害、土砂災害、大規模事故など局地災害における被災地域での医療救護体制について、計画の一部として記載

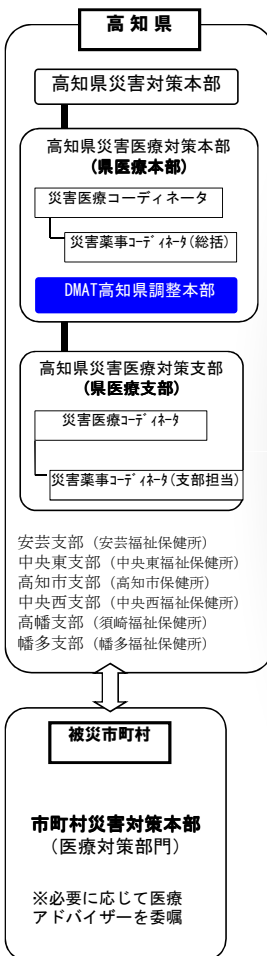
→ 計画の不断の見直し(新たな被害想定や情報通信や緊急輸送体制等の整備状況に応じて、その都度改訂)

計画の構成

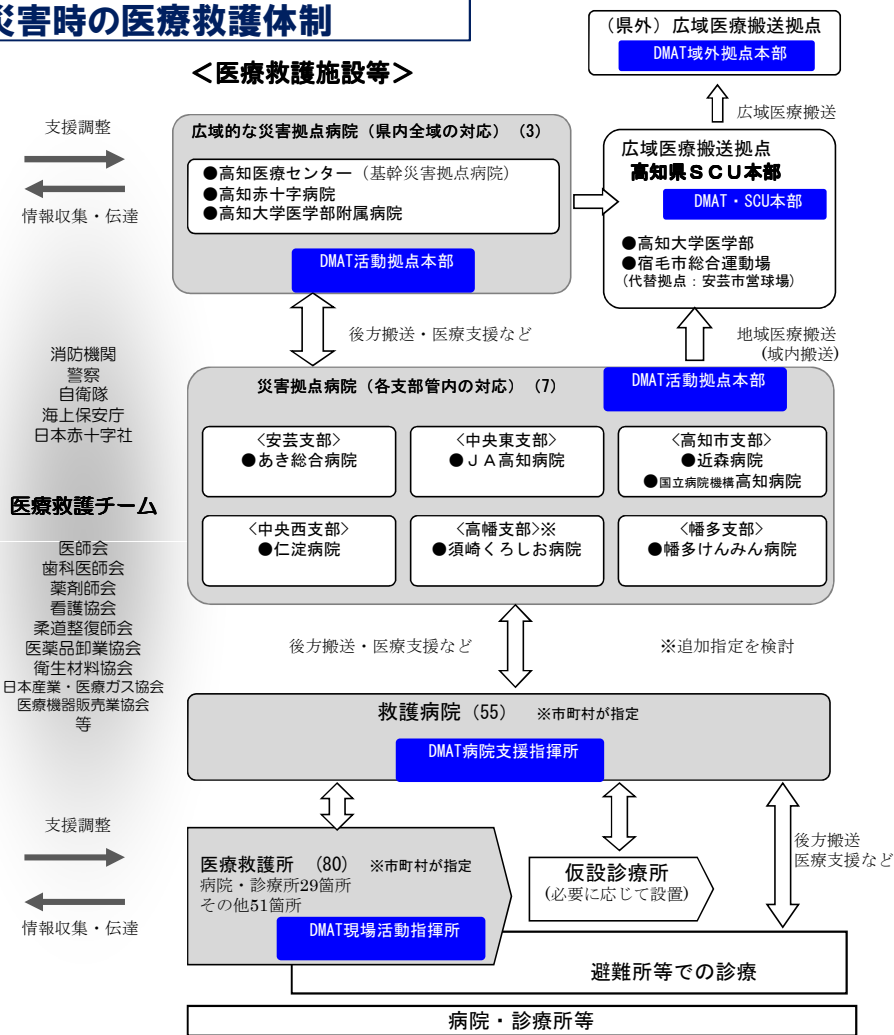
1. 総則(計画の目的、関係機関の連携、医療救護活動の期間、計画の不断の見直し)
2. 医療救護活動(市町村や県の役割と初動体制、情報の収集と伝達、医療機関やDMAT等の医療救護チームの活動、広域医療搬送など医療救護の体制と活動内容)
3. 局地災害編(災害や事故等により重症患者が10名以上発生した場合などを対象とした医療救護活動)
4. マニュアル(「2. 医療救護活動」で示された医療本部・支部の運営や医療機関・医療救護チーム等の活動、情報システムの活用や避難所の医療ニーズ調査等の実施、医薬品等の供給などに関する手順や使用様式)

災害時の医療救護体制

<県・市町村の体制>



<医療救護施設等>



計画で定める医療救護の期間

◆被災地における医療の提供が通常の医療提供体制に引き継がれるまでの間

計画のポイント

1. 災害医療対策本部・支部の運営を県職員が中心となって実施 (医師会や関係機関はそれぞれの機関の活動に専念)
2. 急性期の医療救護活動の主力としてDMATの位置づけ
3. 県医療本部内にDMAT高知県調整本部を設置 (災害急性期の医療救護活動の円滑な実施)
4. 県医療本部及び支部に災害医療コーディネータ (医師) と薬事コーディネータ (薬剤師) の配置 (医療ニーズと医療支援、医薬品等の管理・供給の総合調整)
5. 広域医療搬送の実施について記載
6. ドクターヘリの運用の位置づけ
7. こうち医療ネット及びEMIS (広域災害救急医療情報システム) の使用方法について記載
8. 避難所等での医療救護活動の実施を明記 (医療ニーズの早期把握のための「避難所アセスメントシート」による調査、「災害時医療カルテ」の運用と「お薬手帳」の活用)
9. 医薬品等及び輸血用血液の供給体制